

Le Lien 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当宿泊施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当宿泊施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)

ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうちに暴力団等に該当する者があるもの

ニ 暴力団等に自己の名義を利用させ、宿泊契約を締結するものであるとき

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し、脅迫・恐喝・威圧・強要その他暴力的要求行為(カスタマーハラスメントに該当する行為を含む)が行われ、若しくは合理的な範囲を超える負担を求められたとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。))
第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものをしたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 当宿泊施設が所在する都道府県の旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊者の契約解除権)

第6条 宿泊者は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当宿泊施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、キャンセル料(以下「違約金」という。)を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊者に告知したときに限ります。
- 3. 当宿泊施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日初日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することができます。

(当宿泊施設の契約解除権)

第7条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊者が次のイからニに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団等
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうちに暴力団等に該当する者があるもの
 - ニ 暴力団等に自己の名義を利用させ、宿泊契約を締結するものであるとき
- (3) 宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し、脅迫・恐喝・威圧・強要その他暴力的要求行為(カスタマーハラスメントに該当する行為を含む)が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。(宿泊者が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (6) 宿泊者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを

したとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8) 当宿泊施設が所在する都道府県の旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(10) 当宿泊施設の明確な承諾なく宿泊契約の地位又は宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき。

(11) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込み又は類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき。

(12) 宿泊者が保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき。

2. 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、当宿泊施設の指定するシステム上において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の氏名、年齢、住所、職業及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

(客室の使用時間等)

第9条 宿泊者が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午前10時から翌午後13時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過4時間までは、客室料金の30%

(2) 超過6時間までは、客室料金の50%

(3) 超過6時間以上は、客室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当宿泊施設内においては、別紙2利用規則及び当宿泊施設が個別に定めて宿泊施設内に掲示した利用規約又は細則等に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当宿泊施設の主な施設等の営業時間、その他の付属施設等の詳しい営業時間は、各施設公式ホームページ等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要又はやむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、クレジットカードのみです。宿泊者の出発の際又は当宿泊施設が請求した

時、フロント又は当宿泊施設の指定するシステム上において行っていただきます。

3. 当宿泊施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当宿泊施設の責任)

- 第13条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当宿泊施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊者が、当宿泊施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにてチェックインする際、又は当宿泊施設が指定する場所にてお渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 3. 前二項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。
 4. 当宿泊施設に置き忘れられていた残置物が飲食物その他廃棄物に類するものである場合には、第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、宿泊者に対し何らの通知なく、直ちにこれを処分できるものとします。
 5. 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管、送付若しくは残置物の処分等において費用が発生する場合は、当該費用を宿泊者にご負担いただく場合があります。

(客室への入室)

第17条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。

- (1) 清掃等当宿泊施設のサービスを提供するとき。
- (2) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。
- (4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
- (5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当宿泊施設が判断したとき。

(駐車責任)

第18条 宿泊者が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第19条 宿泊者の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(条項の分離性)

第20条 この約款は、その一部が違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第21条 この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

- 2. この約款に関する一切の紛争については、旭川地方裁判所又は旭川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(宿泊約款の改定)

第22条 当宿泊施設は、必要に応じて随時この約款を改定し、改定後の約款を宿泊者との宿泊契約に適用できるものとします。この場合、事前に当宿泊施設のホームページに改定後の約款の内容及び改定の効力発生日を掲載し、周知するものとします。

〔別表第 1〕 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	（1）基本宿泊料〔室料〕
	追加料金	（2）追加オプション等〔（1）に含まれるものを除く〕
	税金	（3）消費税

1.基本宿泊料はホームページで提示する料金表によります。 2.税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

〔別表第 2〕 宿泊料金等の内訳（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知 を受けた日	不泊	当日	前日～7 日前
違約金比率	100%	100%	50%

1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に応じて違約金を収受します。

2 0 2 5 年 6 月 17 日作成